

## Q&A

### Q1 感染防止対策支援事業の対象サービスを具体的に教えてください。

A1 感染対策の支援は、障害者総合支援法及び児童福祉法に規定する障害福祉サービス等が対象です。なお、障害者総合支援法の地域生活支援事業は対象外です。

### Q2 感染対策の支援について、どのような費用が対象となりますか。

A2 令和3年10月1日から令和3年12月31日までの間に購入した衛生用品（マスク、手袋、消毒液、防護服、フェイスシールド等）、備品（パーテーション、パルスオキシメーター）の購入費用です。

### Q3 国保連からの振込の場合、どの口座に振り込まれますか。

A3 国保連からの障害福祉サービス等報酬の振込用に登録されている口座に振り込まれます。

### Q4 新型コロナウイルス感染症の感染者が発生していない施設・事業所も補助対象となりますか。

A4 対象です。

### Q5 令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金（医療分の補助金）や令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業における介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業の補助金交付を受ける場合は、障がいの補助金を申請できますか。

A5 以下の事業所・施設は、重複申請することができませんので、医療分や介護分の補助金の申請を御検討ください。

- |                     |                       |                       |
|---------------------|-----------------------|-----------------------|
| ・療養介護               | ・同行援護（基準該当含む）         | ・自立訓練（生活訓練）（共生型・基準該当） |
| ・医療型児童発達支援          | ・行動援護（基準該当含む）         | ・児童発達支援（共生型・基準該当）     |
| ・医療型障害児入所施設         | ・生活介護（共生型・基準該当）       | ・放課後等デイサービス（共生型・基準該当） |
| ・居宅介護（共生型・基準該当含む）   | ・短期入所（共生型・基準該当）       |                       |
| ・重度訪問介護（共生型・基準該当含む） | ・自立訓練（機能訓練）（共生型・基準該当） |                       |

### Q6 介護サービスと障害福祉サービスを同一事業所で実施しています。両方も申請できますか。

A6 設備に関する基準における必要な設備、備品を共有している施設・事業所については、介護又は障がいのいずれか一方のみ申請することができます。

### Q7 令和3年10月から12月までの間に新規の指定を受けた施設・事業所は申請できますか。

A7 令和3年10月から12月までの間に指定等を受けている事業所が対象です。この間に新規指定を受けた施設・事業所は対象となりますが、指定を受けた日以降に購入した衛生用品等の費用が補助対象となります。

### Q8 令和3年10月1日から12月31日までに納品及び支払いを完了する必要がありますか。

A8 10月1日から12月31日までの間に納品が完了している場合で、1月の申請時点で支払いが完了していれば、補助対象となります。